

「(仮称) 町田市健康危機対処計画 (感染症編)」について

町田市では、健康危機に対応できる保健所体制を構築するため、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて、感染症危機発生時の速やかな有事体制への移行や業務の効率化を盛り込んだ「(仮称) 町田市健康危機対処計画 (感染症編)」を策定します。

1 策定の背景と趣旨

本計画は、令和4年12月に感染症法とともに改正された地域保健法で定める「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、保健所における健康危機管理体制の確保のため、「(仮称) 町田市感染症予防計画」(以下、「予防計画」という)の実行性を担保する計画として、予防計画との整合性を図りながら、策定します。

2 基本的な考え方

本計画は、新型コロナウイルス感染症への対策及び対応の検証を踏まえ、新興感染症等に対する平時からの計画的な体制整備等の具体的方策を示し、新興感染症等の発生及びまん延時に迅速に対応できる人員・組織体制を整備することで、市民の生命及び健康を守ることを目的とします。

本計画で対応する感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とします。本計画に記載した内容は、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂します。

3 記載事項

(1) 業務量・人員数の想定

- ・予防計画において数値目標として設定した、流行初期の業務量とそれに対応する必要人員数の想定等を記載します。

(2) 人材の確保と育成に関する事項

- ・保健所職員など感染症有事体制を構成する人員が、健康危機対応に関する研修や訓練に年1回以上参加するための計画を記載します。

(3) 保健所等の組織体制に関する事項

- ・健康危機管理の組織マネジメント機能の強化、受援体制、勤務体制の準備、物資や機材の確保等について記載します。

(4) 保健所業務に関する事項

- ・有事に対応するための準備、感染状況の段階に応じた保健所の業務内容、患者および濃厚接触者への対応等について記載します。

(5) 関係機関との連携に関する事項

- ・医師会や医療機関等との役割分担、保健所間や東京都、その他関係機関との連携体制について記載します。

(6) 情報管理・リスクコミュニケーションに関する事項

- ・ICTシステムの活用に関する取組、メディア対応や多様な情報発信方法等の取組等について記載します。